

萩市浜崎伝統的建造物群保存地区保存計画

目次

1. 保存計画の基本事項

- (1) 保存計画の基調
- (2) 保存地区の名称・面積・区域

2. 保存地区の保存に関する基本計画

- (1) 保存地区の概要
 - ア 保存地区の沿革
 - イ 保存地区の現況
 - ウ 保存地区の特色
 - エ 伝統的建造物群の特性
- (2) 保存の方針とその内容

3. 保存地区における伝統的建造物及び環境物件の特定

- (1) 伝統的建造物
- (2) 環境物件

4. 保存地区における建築物等の保存整備計画

- (1) 伝統的建造物の修理
- (2) 伝統的建造物以外の建築物等の修景
- (3) 環境物件の復旧
- (4) 環境物件以外の環境要素の修景

5. 保存地区の保存のため必要な管理・防災施設等の整備計画並びに環境整備計画

- (1) 管理施設等の整備
- (2) 防災施設等の整備
- (3) 環境整備

6. 保存地区の保存のため特に必要と認められる助成措置等

- (1) 経費の補助
- (2) 技術的支援等
- (3) 建造物等の現状変更にかかる相談・協議システムの整備・運用
- (4) 保存地区の保存に係わる団体及び個人・事業所への保存計画の普及啓発及び顕彰

萩市伝統的建造物群保存地区保存条例（以下「保存条例」という）第三条の規定に基づき
萩市浜崎伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という）の保存に関する計画を定め
る。

1. 保存計画の基本事項

(1) 保存計画の基調

この保存計画は、浜崎の住民の創意と発意を尊重し、浜崎の先達が長い年月をかけ
てつくり上げた町並みを、浜崎の住民並びに萩市民の共有財産として未来にわたり保
存するとともに、積極的に活用をはかることにより、萩市の歴史的環境の保全と浜崎
の住民の生活環境の向上に資することを目的とする。

(2) 保存地区の名称・面積・区域

保存地区の名称 萩市浜崎伝統的建造物群保存地区

保存地区の面積 約 10.3 ヘクタール

保存地区の区域 萩市大字浜崎町字浜崎町、同大字東浜崎町字菊ヶ浜、同大字東
浜崎町字浜崎浦、同大字浜崎新町字浜崎新町、同大字熊谷町字
熊谷町の各一部

2. 保存地区の保存に関する基本計画

(1) 保存地区の概要

ア 保存地区の沿革

萩市は山口県の北部中央、日本海に注ぐ阿武川下流域に位置し、毛利藩の城下町として知られる。かつての城下町は、阿武川下流の松本川と橋本川に挟まれた三角州に広がり、北は日本海に面し、北西に本丸のあった指月山が突出する。

城下町の建設は、関ヶ原の戦い後、防長二国三十六万石に削封された毛利輝元によって慶長9年（1604）に開始された。指月山山麓に本丸と二の丸、その東側の堀内に三の丸、外堀を隔てて南西に平安古を始めとする武家地が配され、町人地は御許町を除いて北東部一帯に展開する。

浜崎は萩城下町の北東端、松本川の河口に位置した在方支配の港町で、本町筋の町並みは「吹上（ふきあげ）」と呼ばれる尾根筋から海に向かって、湾曲しつつ緩やかに下る道筋を中心に展開する。

浜崎の成立起源は明確ではないが、寛永14年（1637）の資料にはその名が見え、慶安5年（1652）には御船倉の西側に本町筋の町並みが存在していたことが確認できる。その後、浜崎の町並みは段階を追って発展を遂げ、承応2年（1653）には本町筋西側の町並みが熊谷町まで延び、万治2年（1659）勧請された住吉社南側には浜崎新町が成立した。また、本町筋に北接して門町の町並み、その東に問屋町の町並み、御船倉の南側には漁人町の町並みが17世紀後期には成立し、18世紀前期には本町筋東側の町並みが、御船倉から熊谷町まで広がった。

江戸期の浜崎は、西廻り航路の発展に支えられた廻船問屋や浜崎魚市場に出入りする魚卸商を中心とした町として繁栄した。この結果、本町筋を中心とした町筋の両側、あるいは片側に真壁造平入りの町家が建ち並び、門町と問屋町にも真壁造平入りの町家や土蔵が建てられていった。本町筋の中央東側には藩の公用船の船蔵および浜崎宰判の勘場として利用された御船倉が広大な面積を占め、問屋町の北東には御番所が置かれ、北西部には門門で画された中に蔵屋敷が置かれていたが、蔵屋敷は江戸後期には町家が建ち並ぶ町並みに転じていった。

明治期を迎えた浜崎は、御番所跡に成立した荷揚場を拠点とした廻漕業やイリコや蒲鉾などの水産加工業を中心として江戸期以上の繁栄を見せた。機能を失った御船倉の一部は町家に転じ、菊ヶ浜土塁の内側にはイリコ加工場が建てられた。これらの経

済力を背景として、隣接する敷地を合筆した有力商人の町家が、江戸期に成立した基本形式を継承しつつも、内部や外部に新たな意匠を取り入れて建てられ、大正期から昭和初期にかけて浜崎の町並みは最も繁栄する時期を迎えた。

こうして江戸期から明治・大正・昭和前期にかけて建てられた町家は 100 棟以上が現存する。真壁造平入りを基本形式としながらも、多様性に富む意匠が展開する点が特色をなし、これらと一体をなす工作物、環境物件も数多く残される。海岸の埋め立てが進んだものの、一部を除いて道筋もそのまま残され、地割も大きな変化は見られず、歴史的風致を色濃く伝えつつ町並みは現在に至っている。

イ 保存地区の現況

昭和 11 年に藩の御船倉が史跡指定された後、浜崎では近年まで町並みを含む歴史的環境を保存しようとする動きは無かった。戦後を通じて浜崎地区における伝統的形式を留めた町家は減少を続け、町並みの連続性が失われ始めた。昭和 51 年に至って、東京都立大学による萩城下町の歴史的環境に関する調査が行われ、浜崎に残された町家数棟が調査対象となったが、その後も建物の取り壊しが進行した。

だが、住民の間にはこれらの伝統的町並みを保存し、後世に伝えようとする強い意向が存在した。浜崎の町並み保存の機運が生まれる契機は、平成 9 年に浜崎のまちづくり計画の検討組織として発足した「浜崎まちづくり研究会」の活動に求められる。同年秋にはこの会を発展させて浜崎地区の住民によって構成されるまちづくり組織「浜崎しつちよる会」が発足し、平成 10 年より同会主催によるイベント「浜崎おたから博物館」が開始された。

一方、老朽化や後継者がいないことなどを理由に家屋の取り壊しが進んだ町並みでは、取り壊しを防ぐとともに老朽化した伝統的な建物の修理が求められ、また伝統的な建物が失われた敷地においては、浜崎の伝統的な町並みとの連続性を取り戻すための措置も求められた。そこで平成 10 年には旧建設省による「街なみ環境整備事業」が導入されるとともに、伝統的建造物群保存対策調査が開始された。この調査の成果を受け、堀内・平安古地区に続き、平成 13 年に約 10.3 ヘクタールの保存地区が指定された。

ウ 保存地区の特色

浜崎の町並みは松本川と橋本川に挟まれた三角州の北東端、松本川の河口に形成された砂嘴上に広がる。町並みの中心をなすのは、この砂嘴の稜線に沿って東側に緩やかに湾曲しつつ南北方向に延びる浜崎の本町筋で、本町筋の中央東側裏手には国の史跡に指定されている御船倉が一棟残り、中央西側裏手には住吉神社が広大な境内を構えて町並みの核をなし、さらに住吉神社南側には浜崎新町が、御船倉南側には東浜崎の一部に含まれる漁人町と舟大工町が展開する。

保存地区周辺は、東側に江戸前期に開削された新堀川が、西側には明治期以降に整備された埋立地に住宅や海産物加工場が建ち、これらの外側を取り囲むように都市計画道路土原菊ヶ浜玉江線が水際を走る。また、本町筋の南側は熊谷町に繋がり、これを介してかつての萩城下の諸町と連続する。

保存地区の主軸をなす本町筋は、当初から町並みを形成していた北半部西側、明治になって御船倉の敷地が宅地化された北半部東側、承応2年に侍屋敷が町屋敷に転じた南半部西側、18世紀前期に侍屋敷の表側が町屋敷へと転じた南半部東側など、それぞれ成立経緯、成立年代を異にする地区によって構成されている。これら成立時期の違いは敷地奥行きの違いに認められるが、現在では敷地尻に土蔵を配し、表側には軒高の揃った切妻造平入の二階建の主屋が建ち並ぶ一体的な町並みを形成している。一方、本町筋の北側、かつての門門より北側に延びる道筋及び矩折れとなって東側に延びる道筋には、町家の間に土蔵が出入口を通りに対して開く独特の町並み景観が広がる。また、門門より東側に延び、かつて巾着町と呼ばれた通りは、戦後の火災を契機に南側に道路が拡幅されたが、これより北側に延びる問屋町と相ノ町は現在でも伝統的な町並みを残し、門門より西側に折れ、本町筋西側裏手に続く小路にも連続して町家が残されている。

浜崎新町は住吉神社の南側、本町筋の西側に位置し、南北方向に延びる3本の通りに町並みが展開し、それぞれ東から上ノ丁、中ノ丁、下ノ丁と呼ばれる。敷地の奥行きは本町筋に比べて浅いため、大規模な町家では間口を広く取り、町家主屋脇に土蔵と門を従える場合もある。江戸期、明治期の町家も残されるが、大正期、昭和期建築の本二階建の町家や平屋建の町家も多く残され、これらが入り混じった本町筋とは異なる町並みを形成する。

本町筋の東側、かつての御船倉の南側には、本町筋から延びる東下がりの通りに漁

人町と舟大工町の町並みが広がり、敷地の奥行きは新町よりさらに浅い。漁人町には伝統的な町家はほとんど残されないが、旧状を留めた通りや敷地割に規定された町並みを見ることができる。舟大工町は一本の通りに沿って平屋建の長屋や小規模町家が数多く残され、本町筋とは異なる町並みを形成する。

この他、本町筋西側には泉福寺、浜崎新町の上ノ丁東側には泉流寺が境内の背後に墓地を伴って配され、下ノ丁にも萬福寺が境内を構え、町並みにアクセントを与えている。

エ 伝統的建造物群の特性

浜崎地区の伝統的建造物群は、国の史跡にも指定されている御船倉と住吉神社をはじめとする寺社建築とその境内の灯籠などの工作物、樹木などの環境物件を除けば、大半が町家の主屋とこれに付随する土蔵、離れなどの町家建築及びこれと一体をなす庭園や樹木などの環境物件が占めている。

町家建築の特性

町家建築の敷地における基本構成は、通りに面して主屋を構え、主屋裏手に釜屋及び廊下で結ばれた便所、風呂などの付属屋、庭園を介して土蔵、離れなどを配する。ただし、門町では通りに面して主屋脇に土蔵を、新町ではこれに加えて門を設ける場合も散見される。

主屋は、基本形式として屋根を切妻造平入りとするが、角地に建つ場合に限り、片入母屋造りとして町並み景観を整える場合が見られる。土蔵は切妻造とし、出入口を妻側に設ける例が多い。また、離れや角座敷は入母屋造りとする。

浜崎の町家建築の主屋は、独立した町家と棟を続けて建つ長屋に大別されるが、隣家の敷地や建物を獲得して増改築を施し、二棟の町家を一棟とした場合、長屋の一部を取り壊した場合、逆に増築して長屋とした場合が多数見られ、多様な建築類型を生み出している。

平面の基本構成を見ると、トオリニワと呼ばれる表から裏にまで通された通り土間を下手に設け、これに沿って居室を上手に並べる西日本の町家の標準形式が見られる。その一方で、平屋建の町家や長屋などの小規模なもの、あるいは角地に建つ中規模な町家の中には、通り土間を設けない場合が少なからず見られる。通り土間は本町と新町では北側もしくは東側、問屋町と門町では南側もしくは西側に設けられる。

通り土間を設ける場合、表からミセ、ナカノマ、ザシキあるいはオモテと呼ばれる居室を一列に並べる単列型、一列の居室の下手にダイドコロと呼ばれる幅一間程度の建具の入らない小部屋あるいは板床を設ける単列半型、居室を二列に並べる複列型、さらに隣家の敷地や建物を獲得して増築する場合には平屋の角屋を出して続き間座敷を設ける角座敷型に分類できる。

ミセは上部に二階床を設けるため根太天井とするが、ナカノマは上部を吹抜けとする場合が多く、上手には漆塗り棚を造り付けて神棚を設け、見応えのある空間を形成する。江戸期の町家では、町年寄格が居住した町家を除いてザシキに本床の床の間を設けないが、明治期以降の町家はいずれも床の間を設ける。書院風意匠の座敷に加えて下手あるいは二階に数寄屋風意匠の小座敷を設ける場合も見られる。座敷の縁側は主屋柱筋外側に雨戸を建てて濡れ縁とし、犬走りに捨柱を建てて丸桁を架け渡し、深い土庇を造って庭園を取り込む。江戸・明治期の町家では、ミセ上部のみ二階が設けられるが、大正・昭和前期まで建築年代が下ると、総二階として二階に座敷を設ける例も多くなる。

町家の外観は平入り切妻造とする屋根形式によって規定されるが、正面開口部や二階外壁の形式手法は時代によって変化し、既存の町家もこの傾向に沿って改造されていった点に特徴が見出せる。

一階正面開口部は、基本形式である単列型の場合、江戸期から明治期にかけては、主柱筋下手の出入口に大戸を吊り上げ、上手に蔀戸を吊り上げて戸締まりする。間口が広くなると下手にも蔀戸を吊り上げ、平面も複列型になり、さらに間口が広くなると上手に出格子を設け、内側に障子戸を建てる。明治後期になると、庇柱筋に建具を建てる場合が多くなり、主屋柱筋には成の高い人見梁を通して家勢を誇示するようになる。また、蔀戸も人見梁内側へ摺り上げる形式が普及する。大正期になると、大戸が上下で分割され、上部は吊り上げ蔀戸、下部は取り外し式となり、上手の出格子は木鼻を備えた腕木で支えられる形式が登場する。なお、基礎は笠山石（安山岩）を用いるのが基本であるが、明治期以降は花崗岩を用いるようになる。

二階正面開口部の基本形式として、江戸期には真壁造の外壁両端の柱に繰型と絵様を施した持送りを設け、両脇には貫を露わにした半間の漆喰壁に造り、中央部には連窓を設け、内側に障子戸を建て、外側に雨戸を通して手摺を巡らし、雨戸は鉢巻きの戸袋に収める。上層の町家では手摺りのかわりに出格子を設け、ササラ子下見板貼の

戸袋を設ける。明治期に入ると二階正面を大壁に造り、太格子を塗り込めた縁型を巡らした虫籠窓を穿ち、内側に障子戸を建てる形式が登場し、隣家との境には袖卯建が設けられるようになる。

町家の付属屋として、主屋奥の庭園に面して建つ土蔵や通りに面した主屋脇に建つ土蔵が残され、屋根は切妻造、外壁は大壁に造るが、前者は腰を海鼠壁とし、後者は腰に豎羽目板を張る。

その他の建造物の特性

寺院は泉福寺、泉流寺があり、いずれも町屋敷の間に立地するため、境内が比較的狭い。いずれも南北方向の道筋に山門を構え、正面に入母屋造の本堂を建て、背後には墓地が広がる。神社は住吉神社のみで、石積上に建つ玉垣に囲まれた広大な境内に、東大門、舞殿、拝殿、幣殿、神殿が東面して一直線に並び建ち、南側には稻荷社と恵比須社の神殿、幣殿、拝殿が対を成しつつ東面して建つ。

この他、三方を石積で囲って壁体を造り、これに切妻造りの屋根を架けた藩主の御座船を格納した御船倉が残されている。

また、町家建築と一体をなし歴史的風致を形成する環境物件として、主屋裏の庭園や樹木がある。

(2) 保存の方針とその内容

上記の伝統的建造物群及びこれと一体をなす環境を保存し、同時にその活用を図りながら住民の生活向上に努めるものとする。保存の内容は以下の通りとする。

ア 保存地区において伝統的建造物群の特性を維持していると認められる町家建築の主屋及び釜屋・便所・風呂等の付属屋、離れ座敷・茶室・土蔵、寺社建築等の各建築物、門・扉・石積・石造物・井戸等の工作物を「伝統的建造物」と特定する。

イ 保存地区を特色付けている樹木・庭園・生垣・及び土地の形質等、伝統的建造物と一体をなす環境を保存するために特に必要と認められる物件を「環境物件」として特定する。

ウ 伝統的建造物の保存については主としてその外観を維持するための復原及び現状維持を内容とした「修理基準」を定め、環境物件の保存については復旧を内容とする「復旧基準」を定める。

エ 保存地区内にある伝統的建造物以外の建築物等の新築・増改築等、及び環境物件の

改変・移転等については次の 2 つの基準を定める。

(ア) 保存地区内の伝統的景観を維持するための基準として「許可基準」を定める。

(イ) 保存地区内の伝統的景観を回復するための基準として「修景基準」を定める。

オ 以上の修理・許可・修景の 3 つの基準を適切に運用して、保存地区の伝統的な町並みを維持・回復していくとともに、これらの活用を図りつつ、地区の歴史的な特性に基づく生活環境の整備に努める。

カ 保存地区的保存に必要と認められるときは、修理・修景の各基準に合致した修理・修景・復旧事業等に要する経費の一部を補助することができる。

キ 以上の目的の遂行にあたっては、市建設部まちなみ対策課と同文化財保護課、及び保存地区内の住民、建築関係の専門家、学識経験者によって構成される保存組織が相互に十分な協議を行い、協力のもとこれを進めることとする。

3. 保存地区における伝統的建造物及び環境物件の特定

(1) 伝統的建造物

伝統的建造物とは次に定める建築物と工作物とする。

ア 建築物については、昭和前期以前に建てられ、浜崎の伝統的な町家建築の主屋及び付属屋の諸特性をよく表していると認められるもの、及び伝統的な寺社建築等の諸特性をよく表していると認められるものとし、表 1 に物件番号・種別・員数・所在地等を示すとともに図 2 に位置を示す。

イ 工作物については、浜崎の伝統的な町家建築の主屋及び付属屋、寺社建築等と一体をなすもので、昭和前期以前に建てられ、伝統的な工作物の諸特性をよく表していると認められる門・塀・石積・石造物・井戸等とし、表 2 に物件番号・種別・員数・所在地等を示すとともに図 3、4 に位置を示す。

(2) 環境物件

環境物件は、浜崎の伝統的建造物と一体をなすもので、保存地区の歴史的風致の維持に大きく寄与している樹木・庭園・生垣・及び土地の形質等とし、表 3 に物件番号・種別・員数・所在地等を示すとともに図 5 に位置を示す。

4. 保存地区における建築物等の保存整備計画

(1) 伝統的建造物の修理

伝統的建造物の修理については、次に示す修理基準を適切に運用して、保存地区的伝統的景観を保存する。

- ア 主として正面・側面・屋根等の伝統的な外観を維持するための修理を基本とする。
- イ 伝統的様式にそぐわない改造・修理が加えられている部分については、当該建造物の履歴調査の上、然るべき旧状に復するための修理を基本とする。
- ウ 上記の部分のうち、旧状が不明な場合には下記に示す伝統的建造物以外の建築物等の修景にあたって適用される修景基準に従う。
- エ 伝統的建造物のうち、内部を公開するものについては、当該部分の履歴を調査の上、然るべき旧状に復するための修理を基本とする。

(2) 伝統的建造物以外の建築物等の修景

伝統的建造物以外の建築物等の修景にあたっては、次に示す許可基準と修景基準により、保存地区的伝統的景観の維持・回復を図る。

- ア 許可基準は、浜崎固有の伝統的景観を維持するための建築形態に係わる内容を定めたもので、伝統的建造物以外の全ての建築物等が満たすべき基準であり、表4に定める。
- イ 修景基準は、浜崎固有の伝統的景観を回復するための建築意匠に係わる内容を定めたもので、伝統的建造物以外の全ての建築物等を対象とした基準であり、表5に定める。

(3) 環境物件の復旧

環境物件の復旧にあたっては、主として現状維持、もしくは当該物件の履歴を調査の上、復旧することを基本とする。

(4) 環境物件以外の環境要素の修景

環境物件以外の環境要素の修景にあたっては、伝統的建造物以外の建築物等の修景に準じて、保存地区的伝統的景観の維持・回復を図る。

5. 保存地区の保存のため必要な管理・防災施設等の整備計画並びに環境整備計画

(1) 管理施設等の整備

ア 保存地区内に町並み保存センターを設置する。同施設は町並み保存に係わる情報提供、交換及び相談の場、住民間及び来訪者と住民の交流の場としての機能を持つ。また、同施設の使用及び管理にあたっては保存地区の住民等により組織された町並み保存に係わる団体の参加を積極的に進める。

イ 保存地区内に説明板や案内板を設置する。これは町並みの歴史的環境に関する住民及び来訪者への情報の公開及び来訪者への保存地区の案内を目的とする。

(2) 防災施設等の整備

ア 保存地区内の総合的な防災計画を策定し、各種の災害に対する安全性の確保を図る。
イ 上記の防災計画に従い、防災施設を設置すると共に、保存地区内の防災組織の育成を図る。

(3) 環境整備

環境整備等にあたっては、保存地区内の伝統的な町並みの維持・回復を図るため、既製品の使用を避け、浜崎の歴史的経緯を踏まえ、然るべき形式に復原することを基本とする。ただし、交通上、安全上、衛生上あるいは生活便宜上の問題から、復原に困難が生じる部分については、周囲の町並みとの調和に配慮しつつ、機能上必要な施設または設備等を付加する。

ア 電柱・架線等の整備

(ア) 電力柱、電話柱、架線等は移設又は整理に努める。

イ 道路の整備及び道路交通の整理

(ア) 保存地区内の道路は、伝統的な町並みとの調和に配慮して整備に努める。

(イ) 整備にあたっては、路面の材質、工法に配慮しつつ、とりわけ路面の高さ、側溝と路面の見切り位置・形式の復旧に努める。

(ウ) 道路幅員等により車両の通行、離合に問題が生じないよう、保存地区内の交通計画を策定し、車両通行の制限等を図る。

ウ 駐車場の整備

(ア) 保存地区内においては住民用駐車場、保存地区周辺においては観光用及び住民用駐車場の計画的な整備及び誘導に努める。

- (イ) 保存地区内の駐車場については、保存地区内の伝統的な敷地規模に配慮しつつ適切な位置にこれを設け、伝統的な町並みとの調和を図る。
- (ウ) 保存地区周辺の駐車場については、周辺地区の環境に配慮しつつ、保存地区内へのアクセスに便利な位置に設ける。

エ 周辺地域の整備

- (ア) 保存地区を取り巻く周辺地区は、それぞれの地区の歴史的経緯を踏まえ、保存地区的歴史的風致を損なわないよう然るべき整備計画を立て、これに基づいた整備に努める。

6. 保存地区の保存のため特に必要と認められる助成措置等

(1) 経費の補助

保存整備計画に基づく事業に対し、別に定める「萩市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則」に基づき、必要な経費の補助を行う。

- ア 伝統的建造物について、保存整備計画に定める修理基準に基づく外観等の修理に要する経費のうち、別に定める額。
- イ 伝統的建造物以外の建築物等について、保存整備計画に定める修景に要する経費のうち、別に定める額。
- ウ 環境物件について、保存整備計画に定める修理基準に基づく復旧に要する経費のうち、別に定める額。

(2) 技術的支援等

- ア 保存地区内の修理・修景及び復旧を適切に進めるために必要な技術的支援を行う。
- イ 保存地区内の修理・修景及び復旧に必要と認められる物資については、これを提供又は斡旋することができる。

(3) 建造物等の現状変更にかかる相談・協議システムの整備・運用

- ア 保存整備計画にかかる現状変更行為が円滑かつ適切に行われるための相談及び許可に係わるシステムを整備し、この運用に努める。
- イ 環境整備計画にかかる国・県・市の他の部局による現状変更行為が円滑かつ適切に行われるための協議に係わるシステムを整備し、この運用に努める。

(4) 保存地区の保存に係わる団体及び個人・事業所への保存計画の普及啓発及び顕彰

- ア 保存地区の伝統的な町並みの価値の認識に基づく良好な生活環境の整備を進めため、保存地区の保存に係わる事項について、団体及び個人・事業所への普及啓発に努める。
- イ 保存地区の保存に顕著な功績のあった団体及び個人・事業所に対して、その顕彰に努める。

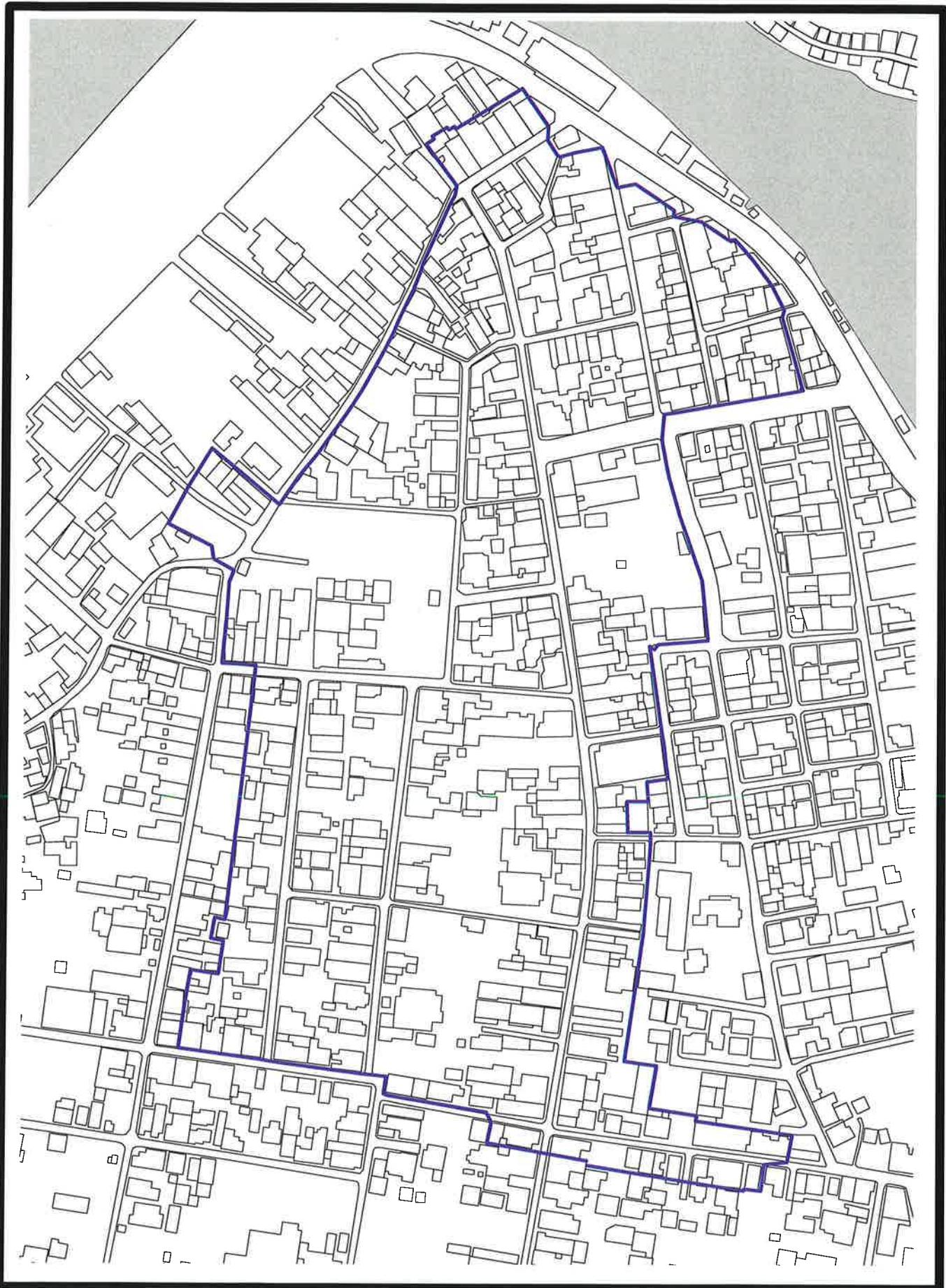


図1 伝統的建造物群保存地区の位置及び範囲

0 20 60 120 (m)



令和2年1月現在

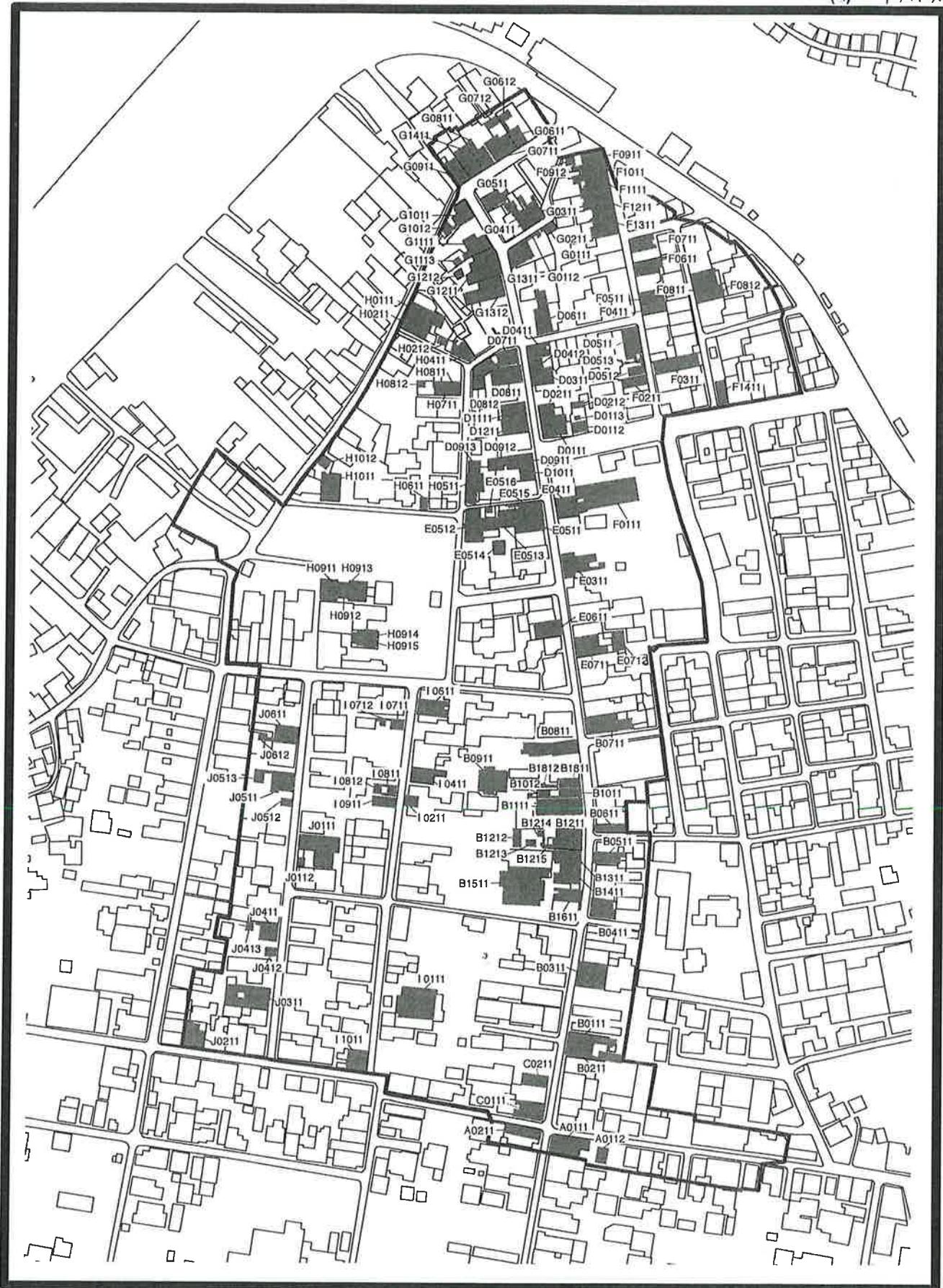


図2 伝統的建造物（建築物）の位置



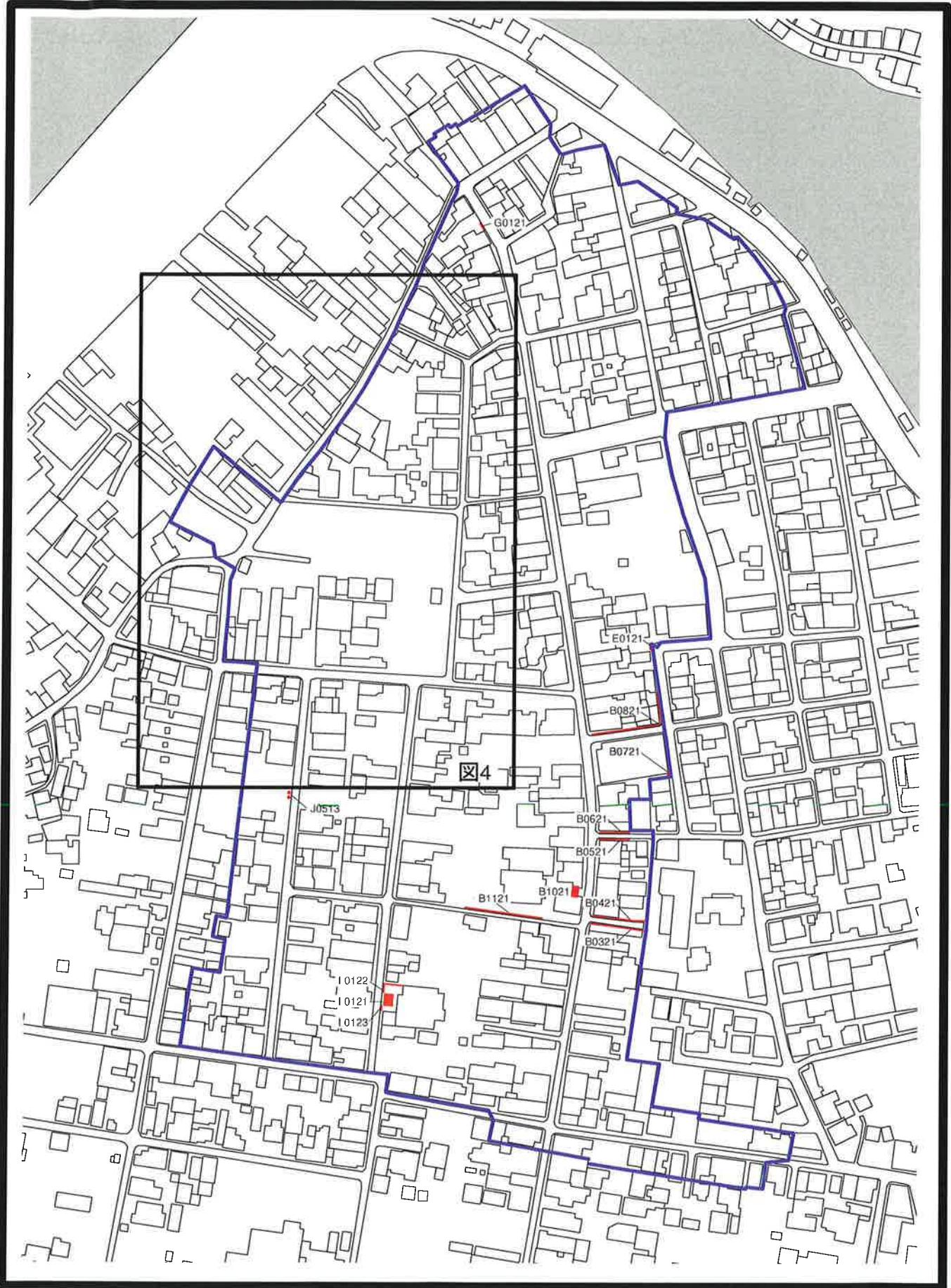
20

8

10

1

120/120



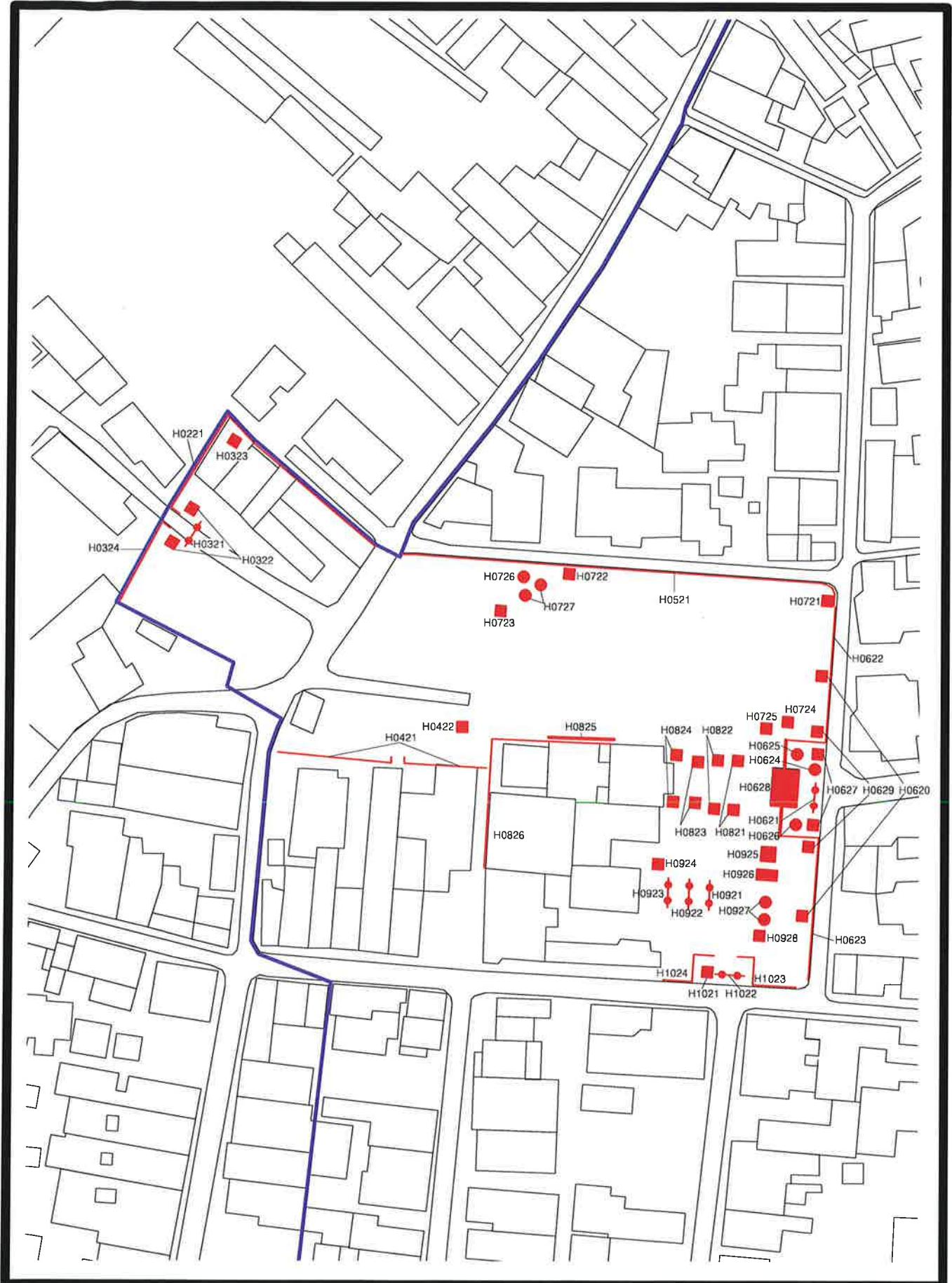


図4 伝統的建造物（工作物）の位置（住吉神社周辺）



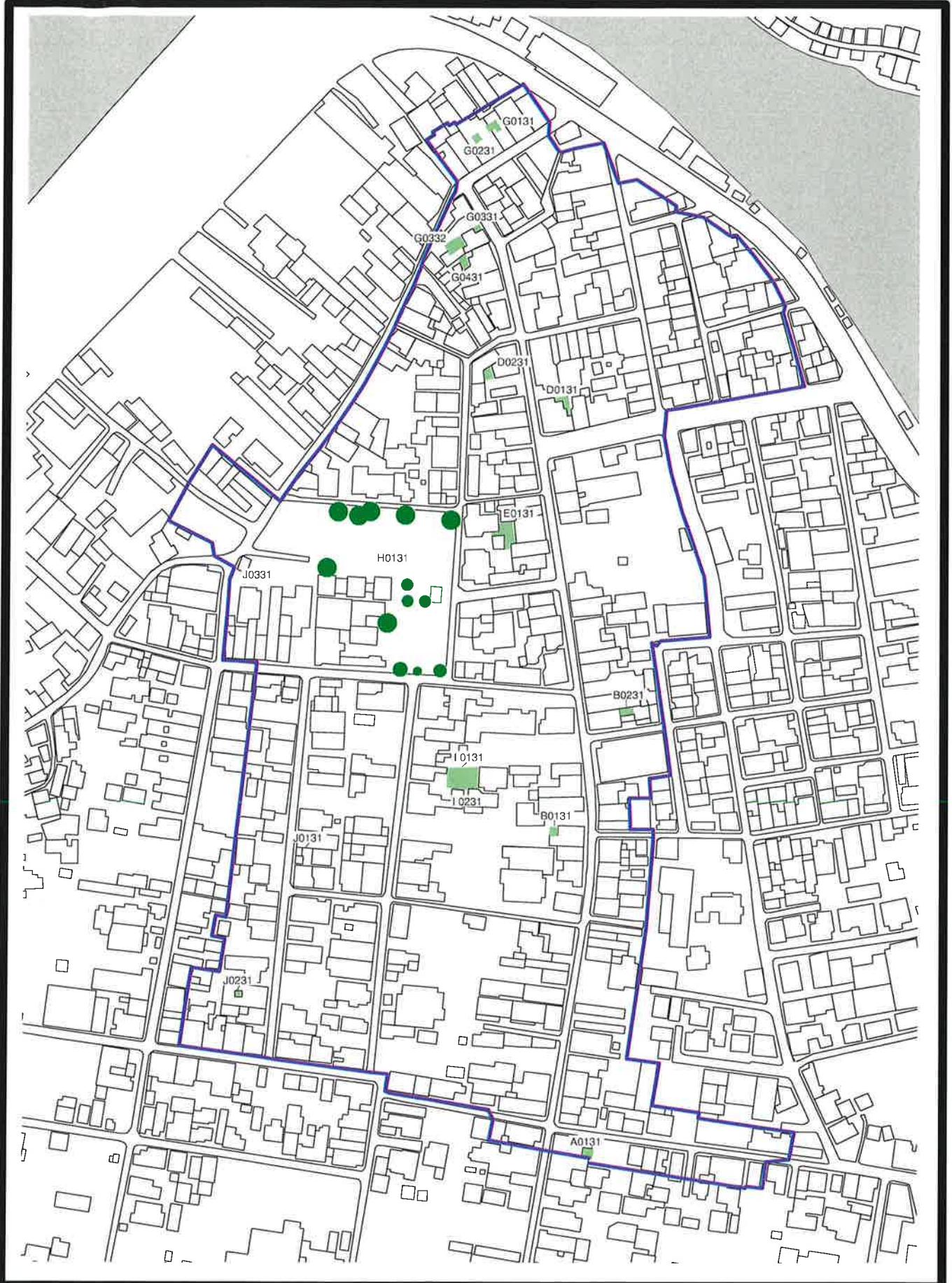


図5 環境物件の位置



表1 伝統的建造物（建築物）

No.	保存計画番号	種別	員数	所在地	備考
1	A0111	主屋	一棟	大字熊谷町字熊谷町16	
2	A0112	離屋	一棟	" 熊谷町16	
3	A0211	主屋	一棟	" 熊谷町117	
4	B0111	主屋	一棟	大字浜崎町字浜崎町8-1	
5	B0211	主屋	一棟	" 浜崎町8-2	
6	B0311	主屋	一棟	" 浜崎町16、17	
7	B0411	主屋	一棟	" 浜崎町22、23	
8	B0511	主屋	一棟	" 浜崎町25-1	
9	B0611	主屋	一棟	" 浜崎町61	
10	B0711	主屋	一棟	" 浜崎町67	
11	B0811	主屋	一棟	" 浜崎町254	
12	B0812	土蔵	一棟	" 浜崎町254	令和元年12月特定解除
13	B0911	主屋	一棟	" 浜崎町257	
14	B1011	主屋	一棟	" 浜崎町261-1	
15	B1012	離屋	一棟	" 浜崎町261-1	平成13年12月追加
16	B1111	主屋	一棟	" 浜崎町261	
17	B1211	主屋	一棟	" 浜崎町263	
18	B1212	土蔵（西）	一棟	" 浜崎町263	
19	B1213	土蔵（東）	一棟	" 浜崎町263	
20	B1214	茶室	一棟	" 浜崎町263	
21	B1215	付属屋	一棟	" 浜崎町263	平成13年12月追加
22	B1311	主屋	一棟	" 浜崎町264	平成16年3月追加
23	B1411	主屋	一棟	" 浜崎町265	平成16年3月追加
24	B1511	本堂	一棟	" 浜崎町266	
25	B1611	主屋	一棟	" 浜崎町267、268-1	
26	B1711	主屋	一棟	" 浜崎町25-2	平成17年2月追加
27	B1712	離屋	一棟	" 浜崎町25-2	平成17年2月追加
28	B1811	主屋	一棟	" 浜崎町260	平成20年4月追加
29	B1812	付属屋	一棟	" 浜崎町260	平成20年4月追加
30	C0111	主屋	一棟	" 浜崎町282	
31	C0211	主屋	一棟	" 浜崎町280	平成20年4月追加
32	D0111	主屋	一棟	" 浜崎町77、78	
33	D0112	土蔵	一棟	" 浜崎町77	
34	D0113	茶室	一棟	" 浜崎町78	
35	D0211	主屋	一棟	" 浜崎町79	
36	D0212	土蔵	一棟	" 浜崎町79	
37	D0311	主屋	一棟	" 浜崎町82	平成15年7月追加
38	D0411	主屋	一棟	" 浜崎町84	
39	D0412	土蔵	一棟	" 浜崎町83	平成15年7月追加
40	D0511	主屋	一棟	" 浜崎町87	平成13年12月追加
41	D0512	土蔵	一棟	" 浜崎町87-3	平成13年12月追加
42	D0513	付属屋	一棟	" 浜崎町87、87-3	平成13年12月追加
43	D0611	主屋	一棟	" 浜崎町156	
44	D0711	主屋	一棟	" 浜崎町205	
45	D0811	主屋	一棟	" 浜崎町206	
46	D0812	離屋	一棟	" 浜崎町206	
47	D0911	主屋	一棟	" 浜崎町209-1	平成17年2月追加
48	D0912	付属屋	一棟	" 浜崎町209-1	平成17年2月追加
49	D0913	土蔵	一棟	" 浜崎町209-1	平成17年2月追加
50	D1011	主屋	一棟	" 浜崎町210-1	平成16年10月追加
51	D1111	主屋	一棟	" 浜崎町207-2	平成15年7月追加
52	D1211	主屋	一棟	大字浜崎町字浜崎町208-2	平成18年4月追加
53	E0111	主屋	一棟	" 浜崎町68	平成17年11月特定解除
54	E0311	主屋	一棟	" 浜崎町74-2	
55	E0411	主屋	一棟	" 浜崎町76-4	
56	E0511	主屋（南）	一棟	" 浜崎町243	
57	E0512	土蔵（西）	一棟	" 浜崎町243	
58	E0513	宝蔵	一棟	" 浜崎町243	
59	E0514	茶室	一棟	" 浜崎町243	
60	E0515	主屋（北）	一棟	" 浜崎町243	
61	E0516	土蔵（北）	一棟	" 浜崎町243	平成13年12月追加
62	E0611	主屋	一棟	" 浜崎町247-15	平成14年7月追加
63	E0711	主屋	一棟	" 浜崎町69-1	平成19年4月
64	E0712	離屋	一棟	" 浜崎町69-2	平成19年4月
65	F0111	御船倉	一棟	" 浜崎町76-3、76-21 大字東浜崎町字浜崎浦127、127-2、127-3、127-5	
66	F0211	主屋	一棟	大字浜崎町字浜崎町91	
	F0311	土蔵	一棟	" 浜崎町103	
	F0411	主屋	一棟	" 浜崎町112	

67	F0511	主屋	一棟	"	浜崎町113	平成17年2月追加
68	F0611	主屋	一棟	"	浜崎町115	
69	F0711	主屋	一棟	"	浜崎町116、117	
70	F0811	主屋	一棟	"	浜崎町134-3	
71	F0812	土蔵	一棟	"	浜崎町134-3	
72	F0911	主屋	一棟	"	浜崎町139	
73	F0912	離屋	一棟	"	浜崎町139	
74	F1011	主屋	一棟	"	浜崎町141	
75	F1111	主屋	一棟	"	浜崎町142	
76	F1211	主屋	一棟	"	浜崎町146	
77	F1311	主屋	一棟	"	浜崎町147-1、148-2	
78	F1411	土蔵	一棟	"	浜崎町119	平成18年12月追加
79	G0111	主屋	一棟	"	浜崎町160	
80	G0112	付属屋	一棟	"	浜崎町160	平成13年12月追加
81	G0211	土蔵	一棟	"	浜崎町161-2	
82	G0311	主屋	一棟	"	浜崎町162	
83	G0411	主屋	一棟	"	浜崎町163	
84	G0511	土蔵	一棟	"	浜崎町168	
85	G0611	主屋	一棟	"	浜崎町175	
86	G0612	離屋	一棟	"	浜崎町175	平成13年12月追加
87	G0711	主屋	一棟	"	浜崎町176、177	
88	G0712	土蔵	一棟	"	浜崎町176、177	
89	G0811	主屋	一棟	"	浜崎町178	
90	G0911	主屋	一棟	"	浜崎町179	
91	G1011	主屋	一棟	"	浜崎町180	
92	G1012	離屋	一棟	"	浜崎町180	平成13年12月追加
93	G1111	主屋	一棟	"	浜崎町183、184	
94	G1113	茶室	一棟	"	浜崎町184	
95	G1211	主屋	一棟	"	浜崎町185	
96	G1212	土蔵	一棟	"	浜崎町185	
97	G1311	主屋	一棟	"	浜崎町198	
98	G1411	主屋	一棟	"	浜崎町179第1	平成23年12月追加
99	G1312	土蔵	一棟	"	浜崎町198	
100	H0111	主屋	一棟	"	浜崎町192-1	
101	H0211	主屋	一棟	"	浜崎町192-2	
102	H0212	土蔵	一棟	"	浜崎町192-2	
103	H0311	主屋	一棟	"	浜崎町203	平成24年2月特定解除
104	H0411	主屋	一棟	"	浜崎町204	
105	H0511	土蔵	一棟	"	浜崎町210-3	
106	H0611	土蔵	一棟	"	浜崎町235	
107	H0711	主屋	一棟	"	浜崎町220	
108	H0811	主屋	一棟	"	浜崎町223	
109	H0812	土蔵	一棟	"	浜崎町222	
110	H0911	神殿	一棟	"	浜崎町240	
111	H0912	幣殿	一棟	"	浜崎町240	
112	H0913	拝殿	一棟	"	浜崎町240	
113	H0914	稻荷社	一棟	"	浜崎町240	
114	H0915	恵比須社	一棟	"	浜崎町240	
115	H1011	主屋	一棟	"	浜崎町237-1	平成16年3月追加
116	H1012	離屋	一棟	"	浜崎町237-1	平成16年3月追加
117	I0111	本堂	一棟	大字浜崎新町字浜崎新町4		
118	I0211	主屋	一棟	"	浜崎新町20-1	
119	I0411	主屋	一棟	"	浜崎新町24	
120	I0611	主屋	一棟	"	浜崎新町30、31	
121	I0711	主屋	一棟	"	浜崎新町36-1	
122	I0712	離屋	一棟	"	浜崎新町36-1	平成13年12月追加
123	I0811	主屋	一棟	"	浜崎新町48	
124	I0812	離屋	一棟	"	浜崎新町48	平成13年12月追加
125	I0911	主屋	一棟	"	浜崎新町49	
126	I1011	主屋	一棟	"	浜崎新町79	平成17年2月追加
127	J0111	主屋	一棟	"	浜崎新町56	令和元年6月特定範囲追加
128	J0112	土蔵	一棟	"	浜崎新町57	
129	J0211	主屋	一棟	"	浜崎新町81-3、81-10	
130	J0311	主屋	一棟	"	浜崎新町85	
131	J0411	主屋	一棟	"	浜崎新町89	
132	J0412	土蔵	一棟	"	浜崎新町89	
133	J0413	離屋	一棟	"	浜崎新町89	平成13年12月追加
134	J0511	主屋	一棟	"	浜崎新町97、98-1	平成13年12月追加
135	J0512	土蔵	一棟	"	浜崎新町96	平成13年12月追加
136	J0513	離屋	一棟	"	浜崎新町97、98-1	平成13年12月追加
137	J0611	主屋	一棟	"	浜崎新町100、101	
138	J0612	離屋	一棟	"	浜崎新町100	平成13年12月追加

表2 伝統的建造物（工作物）

No.	保存物件番号	種別	員数	所在地	備考
1	B0321	石積	1基	大字浜崎町字浜崎町20	
2	B0421	石積	1基	" 浜崎町22	
3	B0521	石積	1基	" 浜崎町25-4	
4	B0621	石積	1基	" 浜崎町61	
5	B0721	石積	1基	" 浜崎町64	
6	B0821	石積	1基	" 浜崎町67、68-5	
7	B1021	山門	1基	" 浜崎町266	
8	B1121	石垣	1基	" 浜崎町271	
9	E0121	石積	1基	" 浜崎町68	
10	H0221	石積	1基	大字東浜崎町字菊ヶ浜157、158-1	
11	H0321	鳥居	1基	" 菊ヶ浜158-1	
12	H0322	石灯籠	2基 (1組)	" 菊ヶ浜158-1	
13	H0323	石灯籠	1基	" 菊ヶ浜158-1	
14	H0324	石積	1基	" 菊ヶ浜158-1	
15	H0421	石垣	1基	大字浜崎町字浜崎町239	
16	H0422	石灯籠	1基	" 浜崎町239	
17	H0521	石垣	1基	" 浜崎町239、240	
18	H0621	鳥居	1基	" 浜崎町240	
19	H0622	玉垣	1基	" 浜崎町240	
20	H0623	玉垣	1基	" 浜崎町240	
21	H0624	石碑	1基	" 浜崎町240	
22	H0625	石碑	1基	" 浜崎町240	
23	H0626	石碑	1基	" 浜崎町240	
24	H0627	石灯籠	2基 (1組)	" 浜崎町240	
25	H0628	山門	1基	" 浜崎町240	
26	H0629	石灯籠	2基 (1組)	" 浜崎町240	
27	H0620	石灯籠	2基 (1組)	" 浜崎町240	
28	H0721	石灯籠	1基	" 浜崎町240	
29	H0722	石塔	1基	" 浜崎町240	
30	H0723	石灯籠	1基	" 浜崎町240	
31	H0724	石灯籠	1基	" 浜崎町240	
32	H0725	石灯籠	1基	" 浜崎町240	
33	H0726	石碑	1基	" 浜崎町240	
34	H0727	石碑	2基 (1組)	" 浜崎町240	
35	H0821	石灯籠	2基 (1組)	" 浜崎町240	
36	H0822	石灯籠	2基 (1組)	" 浜崎町240	
37	H0823	狛犬	2基 (1組)	" 浜崎町240	
38	H0824	石灯籠	2基 (1組)	" 浜崎町240	
39	H0825	玉垣	1基	" 浜崎町240	
40	H0826	石垣	1基	" 浜崎町240	
41	H0921	鳥居	1基	" 浜崎町240	
42	H0922	鳥居	1基	" 浜崎町240	
43	H0923	鳥居	1基	" 浜崎町240	
44	H0924	石灯籠	1基	" 浜崎町240	
45	H0925	手水鉢	1基	" 浜崎町240	
46	H0926	手水鉢	1基	" 浜崎町240	
47	H0927	石碑	2基 (1組)	" 浜崎町240	
48	H0928	石灯籠	1基	" 浜崎町240	
49	H1021	石灯籠	1基	" 浜崎町240	
50	H1022	鳥居	1基	" 浜崎町240	
51	H1023	玉垣	1基	" 浜崎町240	
52	H1024	玉垣	1基	" 浜崎町240	
53	G0121	塀	1基	" 浜崎町183	
54	I0121	山門	1基	大字浜崎新町字浜崎新町4	
55	I0122	土塀(北)	1基	" 浜崎新町4	
56	I0123	土塀(南)	1基	" 浜崎新町4	
57	J0421	石柱門	1組	" 浜崎新町97	平成13年12月追加
58	J0121	塀	1基	" 浜崎新町56、57	平成29年3月追加
59	J0221	門	1基	" 浜崎新町57	平成29年3月追加

表3 環境物件

No.	保存物件番号	種別	員数	所在地	備考
1	A0131	庭園	1箇所	大字熊谷町字熊谷町16	
2	B0131	庭園	1箇所	大字浜崎町字浜崎町263	
3	B0231	庭園	1箇所	" 浜崎町67	
4	D0131	庭園	1箇所	" 浜崎町78	
5	D0231	庭園	1箇所	" 浜崎町206	
6	D0331	庭園	1箇所	" 浜崎町209-1	平成17年2月追加
7	E0131	庭園	1箇所	" 浜崎町243	
8	G0131	庭園	1箇所	" 浜崎町176	
9	G0231	庭園	1箇所	" 浜崎町177	
10	G0331	庭園	1箇所	" 浜崎町183	
11	G0332	庭園	1箇所	" 浜崎町182	
12	G0431	庭園	1箇所	" 浜崎町185	
13	H0131	樹木	13本	" 浜崎町240	松
14	H0231	庭園	1箇所	" 浜崎町237-1	平成16年3月追加
15	I0131	庭園	1箇所	大字浜崎新町字浜崎新町22	
16	J0231	庭園	1箇所	" 浜崎新町85	

表4 浜崎伝統的建造物群保存地区における許可基準

■許可基準：浜崎固有の伝統的景観を維持するための基準（現状変更の許可の要件となる基準）

項目		許可内容
		公道（旧道）に面した敷地に建てる場合
建築物	建物配置	<ul style="list-style-type: none"> 原則、敷地の履歴を考慮した建物配置とする 原則、地盤・基礎高は周囲の伝統的建造物と揃える <ul style="list-style-type: none"> 主屋は町並み壁面線*1に沿った配置とする 主屋は敷地間口一杯に配置する（敷地間口が広い場合はこの限りでない） 主屋の出入口は通りに面して設ける 建物が建たない道路境界には付属屋・塀・門を建てる
	構造	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的風致と調和したものとする <ul style="list-style-type: none"> 原則、一階正面に下屋庇または付庇を間口一杯に設ける
	規模	<ul style="list-style-type: none"> 原則、屋根高を周囲の伝統的建造物と調和させる <ul style="list-style-type: none"> 正面を二階建て以下とする
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的風致と調和したものとする
屋根	形式	<ul style="list-style-type: none"> 切妻造、入母屋造または寄棟造とする <ul style="list-style-type: none"> 切妻造・平入とする（角地に建つ主屋は入母屋造・平入も可） (梁間 2.5間を超えない付属屋は切妻造・妻入も可)
	勾配	<ul style="list-style-type: none"> 4.5~5.5寸とし、周囲の伝統的建造物と揃える
	材料	<ul style="list-style-type: none"> 原則、黒色または銀黒色の粘土瓦棧瓦葺とする
	軒	<ul style="list-style-type: none"> 原則、軒の出を有し、歴史的風致と調和したものとする
	樋	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的風致と調和したものとする
庇	形式	<ul style="list-style-type: none"> 建築本体と調和したものとする
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> 周囲の伝統的建造物と揃える
	勾配	<ul style="list-style-type: none"> 3.5~4寸とし、周囲の伝統的建造物と揃える
	材料	<ul style="list-style-type: none"> 原則、黒色または銀黒色の粘土瓦棧瓦葺とする
	軒	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的風致と調和したものとする
	樋	<ul style="list-style-type: none"> —
一階意匠		<ul style="list-style-type: none"> 歴史的風致と調和したものとする*2
二階意匠		<ul style="list-style-type: none"> —
側壁		<ul style="list-style-type: none"> —
基礎		<ul style="list-style-type: none"> —
犬走り		<ul style="list-style-type: none"> —
建築設備		<ul style="list-style-type: none"> 原則、公道から望見できない位置に設置する
工作物	門・塀・垣	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的風致と調和したものとする
	石垣・石段・石積	<ul style="list-style-type: none"> —
	自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> —
	その他工作物	<ul style="list-style-type: none"> —
	屋外広告物等 *3	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的風致と調和し、自然材料又は伝統材料等を用いたものとする 自家用広告物だけの掲出とし、屋根上に設置しないものとする
	車庫・駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的風致と調和したものとする <ul style="list-style-type: none"> 原則、車庫は建築物の許可基準に従う 原則、駐車場の道路境界には塀、門を設ける
環境要素	生垣・樹木・庭園	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的風致と調和したものとする
土地の形質・空地		<ul style="list-style-type: none"> 変更後の状態が歴史的風致と調和したものとする 空地が生じた場合は、歴史的風致と調和するよう管理運用を図る
木竹の伐採、植栽		<ul style="list-style-type: none"> 歴史的風致を形成する木竹の保全に努める 空地や法面などは、歴史的風致と調和するよう緑化に努める
土石類の採取		<ul style="list-style-type: none"> 採取後の状態が、歴史的風致と調和したものとする

*1 町並み壁面線とは、周囲の伝統的建造物の主屋二階がつくりだす壁面線をいう
(平屋建の場合は主屋一階のがつくりだす壁面線をいう)

*2 建築基準法に基づく「延焼のおそれのある部分」については、板張りの屋内側に土壁等の防火被覆が設けられた構造とする必要がある。

*3 屋外広告物等とは、萩市屋外広告物等に関する条例に規定する屋外広告物、特定屋内広告物、掲出物件をいう。

表5 浜崎伝統的建造物群保存地区における修景基準

■修景基準：浜崎固有の伝統的景観を回復するための基準（修景補助の対象となる基準）		修景内容	
項目	建物	二階外壁を大壁塗壁造とした場合	土蔵形式とした場合
配置	原則、敷地の構造を考慮した配置とする 主屋は町並み建築線に沿った配置とする（敷地間口が広い場合はこの限りでない） 出入口は通りに面して設ける 建物が建たない道路境界には付属屋・堀・門を建てる 在来工法による木造とする（修景部位は伝統工法とする） 原則、屋根高さを周囲の伝統的建造物と調和させる	原則、正面外観は本二階建以下とする 木部は材質を生かした弁柄仕上げまたは生地仕上げとする（古色仕上げも可） 切妻造・平入とする（角地に建つ主屋は入母屋造・平入も可） (梁間2.5間を越えない付属屋は切妻造・表入も可) 4.5~5寸どし、周囲の伝統的建造物と揃える 黒色または銀黒色のいぶし粘土瓦様瓦葺とする 建物本体と調和した軒の出を設ける 野地板・垂木露しのせがい意とする 銅製またはこれに類するものとする 建築本体と調和した付庭または付庇とする（庇柱または主屋柱筋に人見梁を設けることも可） 原則、正面外観は中二階建とする	原則、開口部に付庇を設ける 原則、梁間2.5間以下とする 原則、二階建とする
規模	原則、正面外観は周囲の伝統的建造物と揃える 敷数、階数、色彩、屋根形式	原則、開口部に付庇を設ける 原則、梁間2.5間以下とする 原則、二階建とする	原則、開口部に付庇を設ける 原則、梁間2.5間以下とする 原則、二階建とする
規格	勾配、材料、軒、樋、材種	原則、開口部に付庇を設ける 原則、梁間2.5間以下とする 原則、二階建とする	原則、開口部に付庇を設ける 原則、梁間2.5間以下とする 原則、二階建とする
庇	高さ、勾配	原則、軒裏を白漆喰塗込めとする 軒裏を白漆喰塗込めとする	原則、軒裏を白漆喰塗込めとする 軒裏を白漆喰塗込めとする
正面	面意匠	原則、通りに面した正面は開口部とし、周囲の伝統的建造物従つて下手と上手の区別を設ける 原則、下手に設け、木製大戸吊上げ、木製戸袋上げとする（木製硝子戸引違いとすることも可） (木製板戸および障子戸または硝子戸引込みとし、ササラ子下見板張り戸袋を設けることも可) 原則、吊戸袋戸吊上げ（上手に硝子戸引込みまたは出舟とすることも可） 原則、下手半間に設け、ササラ子下見板張とする	原則、土戸引込みおよび格子戸引込みとする 原則、立山石または花崗岩の石段を設ける 原則、戸袋戸片開き、障子戸または硝子戸引込みとする
面意匠	開口部	原則、下手半間に設け、ササラ子下見板張とする 原則、通りに面した正面両脇間に壁とし、開口部は中央間に設ける 原則、通り木戸引違いとする 外側は木製戸袋子または木製手摺を設ける	大壁造白漆喰塗とする 海風壁または壁羽目板張とする 開口部は必要最小限とする 内側は木製障子戸または木製硝子戸引込みとする (平屋建の場合は、無窓とすることも可)
外壁	面意匠	原則、通り木戸引違いとする 外側は木製戸袋子または木製手摺を設ける 真壁造白漆喰塗とする (化粧戸を設けることも可)	大壁造白漆喰塗とする 原則、外側は戸袋戸片開きとする 原則、内側は障子戸または硝子戸引込みとする
持送り・袖卯建	戸袋	正面両端に縦型袖卯付持送りを設ける ササラ子下見板張または鉢巻形式とする	大壁造白漆喰塗とする 原則、正面両端に袖卯建を設ける
工作物	側面基礎、大走り建築設備	原則、大壁造塗壁塗壁造または大壁造堅羽目板張とする 原則、笠山石（安山岩）に類した自然石（玄武岩など）または花崗岩石積みとする 原則、たたきとし、出入口付近に笠山石（安山岩）に類した自然石（玄武岩など）敷きとする 許可基準に従うものとする 原則、伝統工法による戸袋戸付板扉または土壌とする	原則、土戸引込みおよび格子戸引込みとする 原則、立山石または花崗岩の石段を設ける 原則、戸袋戸片開き、障子戸または硝子戸引込みとする
車庫・駐車場	門扉、石垣・石段・石積、屋外広告物、自動販売機	原則、伝統工法による戸袋戸付板扉または土壌とする 原則、伝統工法による戸袋戸付板扉または土壌とする 建物本体の外觀と調和した規模・構造・材料・色彩とする 道路に面して扉、門を設ける場合は、工作物の修景基準に従うものとする 屋根付車庫は建築物の修景基準に従う	原則、土戸引込みおよび格子戸引込みとする 原則、立山石または花崗岩の石段を設ける 原則、戸袋戸片開き、障子戸または硝子戸引込みとする